

火災共済事業のご案内





ごあいさつ

全国公営住宅火災共済機構は、地方自治法第263条の2に基づき、地方公共団体から委託を受けて公営住宅等の火災共済事業を行うため、昭和25年3月31日に設立されました。

当時、国は戦後復興期の深刻な住宅不足に対し公営住宅制度を創設し（昭和26年公営住宅法制定）、その解消に当たっておりましたが、これに先立ち、同制度により供給される住宅の損害補填のため、当機構が発足し、現在、47都道府県に加え約650の市町村が会員になっております。

この会員の皆様に当機構は設立以来、住宅火災共済事業、復興建築助成事業、住宅災害見舞金交付事業、住宅防火補助事業及び防火思想普及事業の5事業を展開し、国の住宅政策とともに、住宅の災害復旧の支援に取り組んでまいりました。

平成25年には、公益社団法人へ移行し、令和2年の創立70周年を経て、今新たな取組の出発点を迎えているところです。

昨年開催した70周年記念フォーラムにおいては、改めて共助の理念が再確認されたところであり、機構も、会員の皆様との対話を深化させ、地方公共団体の相互救済事業の拠点としての役割をより果たして行きたいと考えております。

令和4年度事業計画においても、会員の皆様と機構、そして会員の皆様相互のコミュニケーションが充実するよう、ネットワークの強化を進めることとしており、今後とも会員の皆様の声を踏まえ、共済システムの一層の強化に取り組んでまいります。

近年、公営住宅等は、火災被害の大規模化、自然災害の激甚化などの状況の中、セーフティネットとしての重要さが増しつつあり、今まで以上に安心の確保、維持に向けた努力が求められていると認識しております。

当機構といたしましては、今後とも、安定した経営の下、公営住宅等公共賃貸住宅に入居されている方々の安全安心の実現のため、制度の一層の充実、会員の皆様へのサービスの向上に努めてまいります。

令和4年4月

理事長 麦島 健志



全国公営住宅火災共済機構のあゆみ

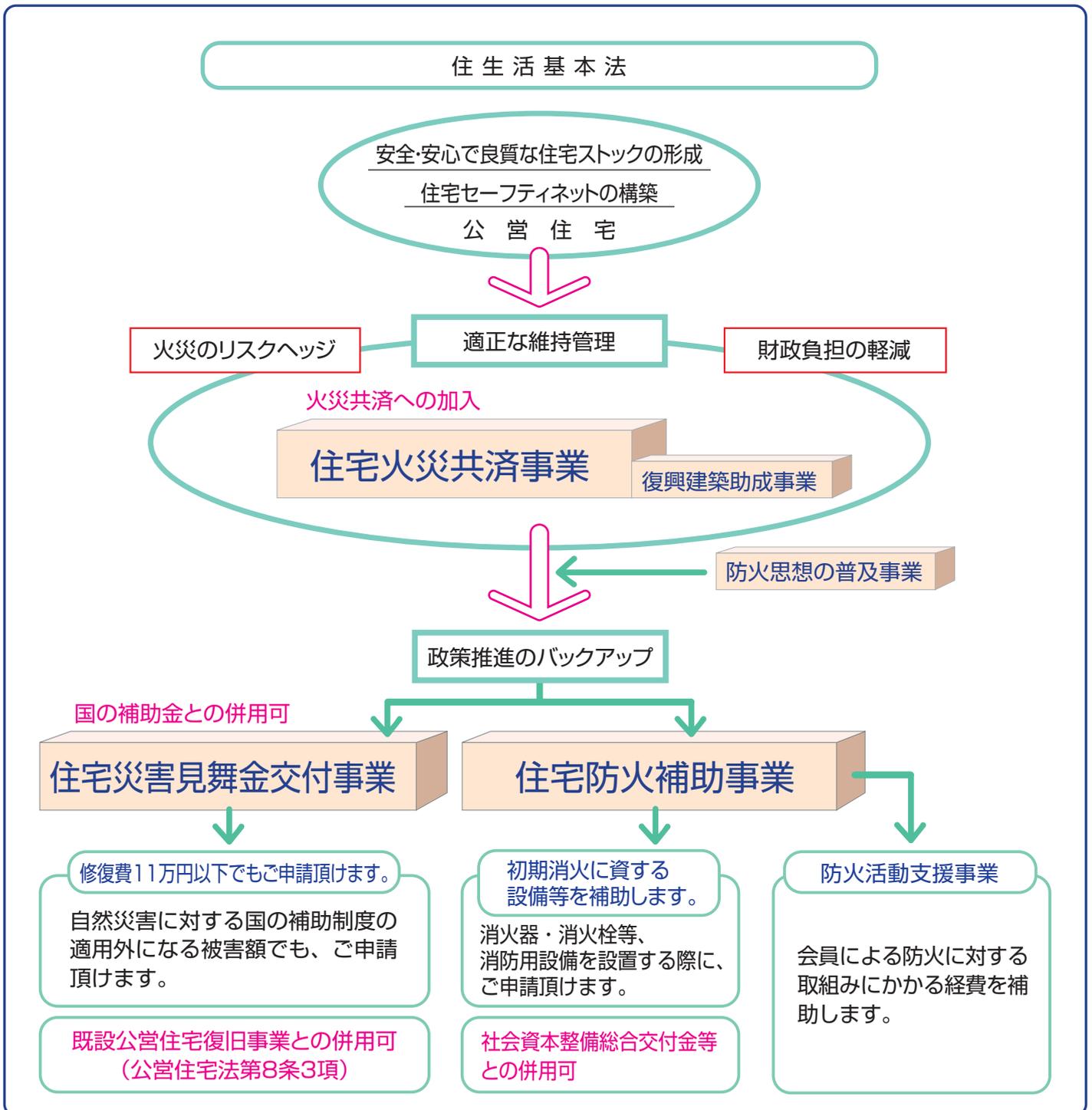
1950	昭和25年 3月	「社団法人全国公営住宅共済会」設立・・・共済事業の開始 ※昭和23年7月 地方自治法一部改正 第263条の2「相互救済事業経営の委託」成立 ※昭和26年6月 公営住宅法 公布
1952	昭和27年 7月	都道府県に加え、市町村の共済加入開始
1954	昭和29年 4月	住宅防火施設補助事業（現 住宅防火補助事業）創設
1970	昭和45年 6月	住宅災害見舞事業（現 住宅災害見舞金交付事業）創設
1988	昭和63年 5月	火災共済給付額の改正（再調達価額基準への切替）
1998	平成10年 4月	阪神・淡路大震災にかかる災害公営住宅の掛金率を5年期限で割引
2000	平成12年 6月	創立50周年を機に、法人名を「社団法人全国公営住宅火災共済機構」に変更
2004	平成16年 4月	標準単価システム等の導入により、契約・給付制度を一新し、会員の利益を図る
2006	平成18年 4月 平成18年 5月	新公益法人会計への移行（発生主義の導入） 消防法改正に伴い「住宅用火災警報器」の設置に対する補助事業を展開し、住宅用火災警報器の普及、全国的設置促進に貢献
2011	平成23年 6月 平成23年 8月 平成23年 11月	東日本大震災にかかる住宅災害見舞金の1災害交付限度額の撤廃 申請手続きの利便性向上のため、オンライン申請システム稼働開始 東日本大震災にかかる災害公営住宅の掛金率を5年期限で割引
2013	平成25年 4月	公益法人制度改革により公益社団法人へ移行 住宅災害見舞金交付金額の引上げ
2017	平成29年 3月	異常危険準備金取崩基準の変更（発生主義の導入）
2018	平成30年 4月 平成30年 10月	住宅防火施設整備補助事業制度改正を実施（補助申請限度額の設定） 住宅災害見舞金交付事業制度改正を実施（適用付保率による調整を導入）
2019	令和元年 11月	台風第19号にかかる住宅災害見舞金の1災害交付限度額の撤廃
2020	令和2年 3月	創立70周年
2021	令和3年 4月 令和3年 11月	住宅防火施設整備補助事業の事業名を「住宅防火補助事業」と改正。 （防火設備等に対する補助から防火の取組みに対する補助へのシフト） 70周年記念フォーラムを開催

機構の公益目的事業

- 〈1〉 住宅火災共済事業 ※公営住宅ほか公共賃貸住宅等の加入可
- 〈2〉 復興建築助成事業 ※火災共済給付金が修復経費に対し不足する場合の助成措置
- 〈3〉 住宅災害見舞金交付事業 ※災害の場合の既設公営住宅復旧事業との併用可
- 〈4〉 住宅防火補助事業 ※社会資本整備総合交付金等との併用可
- 〈5〉 防火思想の普及事業

火災共済へのご加入により、〈2〉～〈4〉事業のご利用が可能です。

事業体系図



1

住宅火災共済事業

火災共済委託した住宅等が、火災などにより損害を被ったとき、火災共済給付金をお支払いする事業です。

委託対象住宅

公営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅などの公共賃貸住宅と附帯施設及び集会室などの共同施設です。

火災共済給付金をお支払いする損害

火災



落雷



爆発



避難・消火活動に伴う
水損及び破損



ご契約額(火災共済委託契約額)の決定

当機構は、標準単価による新価(再調達価額)方式を採用し、修復経費の全額を填補するため再調達価額と同額のご契約をお勧めしております。

【例】 甲市がA団地〈1級構造(耐火構造)〉を、共済委託する場合

〈A団地〉	住戸数	20戸
	総延床面積	1,941.75㎡
	標準単価	206千円

※令和4年度単価表抜粋

(単位：千円)

建築物種別	構造	標準単価(基準) (1㎡当たり)	
公共賃貸住宅	1級構造(耐火構造)	206	
	2級構造	(準耐火構造)	216
		(簡易耐火構造)	160
	3級構造(木造等上記以外の構造)	202	

再調達価額 = 1㎡当たりの標準単価(構造別) × 総延床面積
 206千円 × 1,941.75㎡
 = 400,000.500千円(1千円未満は切捨て)
 (4億円)

共済委託契約額が再調達価額と同額(この例では4億円)の場合、修復経費の全額が填補されます。

火災共済掛金額の算出

掛金額は、共済委託契約額に構造別の掛金率を乗じて算出します。

$$\text{火災共済掛金額} = \text{共済委託契約額(千円)} \times \text{掛金率}$$

共済委託契約額1,000円に対する期間1年間の掛金率

構造	掛金率
1級構造(耐火構造)	11銭(6銭)
2級構造(準耐火及び簡易耐火構造)	20銭(11銭)
3級構造(木造等上記以外の構造)	29銭(16銭)

※掛金率欄の()内は、東日本大震災に係る災害公営住宅分。適用期間は委託開始日より5年間。

【例】 400,000千円 / 1,000 × 0.11 = 44,000円
(4億円)

火災共済給付金額の計算

火災共済給付金は、修復経費に再調達価額に対する共済委託契約額の割合（付保率）を乗じて算出します。

$$\text{火災共済給付金} = \text{修復経費} \times \frac{\text{共済委託契約額}}{\text{再調達価額}}$$

※この割合を「付保率」といいます。

【例】 甲市はA団地を、機構に共済委託することとした。

〈A団地〉	住戸数	20戸〔1級構造（耐火構造）・掛金率11銭）
	標準単価	206千円/㎡（令和4年度）
	再調達価額	4億円

甲市が、再調達価額に対して、共済委託契約額をいくりにするかによって、火災共済給付金額が変わります。

(1) 共済委託契約額	4億円	共済掛金額	4万4,000円
(2) 共済委託契約額	2億8,000万円	共済掛金額	3万800円

A団地（再調達価額4億円）の住戸について、火災により1,000万円の修復経費が発生…

全額填補（付保率100%）

(1) 共済委託契約額 4億円の場合（ = 再調達価額 ）

$$\begin{array}{ccc} \text{修復経費} & \text{共済委託契約額} & \text{火災共済給付金} \\ 1,000\text{万円} & \times \frac{4\text{億円}}{4\text{億円}} & = 1,000\text{万円} \end{array}$$

修復経費1,000万円と同額の火災共済給付金1,000万円が給付され、全額填補されます。

一部填補（付保率70%）

(2) 共済委託契約額 2億8,000万円の場合

$$\begin{array}{ccc} \text{修復経費} & \text{共済委託契約額} & \text{火災共済給付金} \\ 1,000\text{万円} & \times \frac{2.8\text{億円}}{4\text{億円}} & = 700\text{万円} \end{array}$$

不足額 300万円

共済委託契約額が2億8,000万円の場合は、修復経費1,000万円のうち、300万円が不足します。

本事例（2）は、復興建築助成事業がご利用頂けます。

2

復興建築助成事業

被災した住宅等に対し、給付された火災共済給付金が建替え・修復等に要する経費を下回ったとき、不足額の一部を助成する事業です。

適用要件及び助成額

当事業は、被災した住宅等の付保率（再調達価額に対する共済委託契約額の割合）が**65%以上**のものについて適用され、**修復経費と火災共済給付金の差額（不足額）の80%**を助成します。

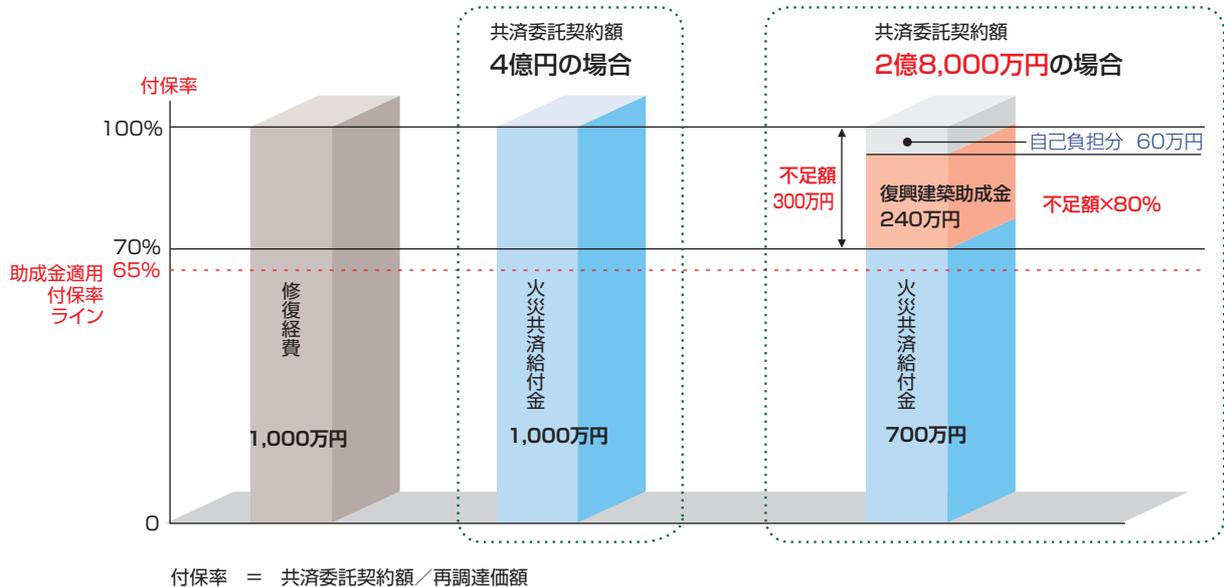
$$\text{復興建築助成金} = (\text{修復経費} - \text{火災共済給付金}) \times 80\%$$

※住宅・施設の別なく、全構造加入建築物に適用されます。

【例】	再調達価額	4億円
	共済委託契約額	2億8,000万円（付保率70%）
	修復経費	1,000万円
	火災共済給付金	700万円

不足額の300万円の80%である240万円を復興建築助成金として助成

$$\begin{array}{ccc} \text{修復経費} & \text{火災共済給付金} & \text{復興建築助成金} \\ (1,000万円 - 700万円) \times 80\% & = & 240万円 \end{array}$$



特定給付金制度

被災した住宅等を修復しない場合、保全行為・残存物の取り片付け費用等、応急措置に要する経費実額を、特定給付金としてお支払いします。

特定給付金は、修復しない住戸に係る共済委託契約額の20%に相当する額、又は、修復しない住戸につき1戸当たり100万円のいずれか低い額を限度に、応急措置経費の実額を給付します。

3

住宅災害見舞金交付事業

火災共済委託した住宅等が、風水害や地震などで被災した場合に損害の程度に応じて、住宅災害見舞金をお支払いする事業です。

住宅災害見舞金をお支払いする損害

既設公営住宅の復旧補助、激甚災害の適用等の国の補助と併用することができます。

風水雪害



土砂崩れ、
土石流及び
地滑り



地震、火山の
噴火及び津波



車両(その積載物を
含む)の衝突及び接触



航空機の墜落及び接触
並びに航空機からの
物体の落下



住宅災害見舞金の額

災害ごとに会員の**被害概算額**（修復の見積額1万円以上を**対象**）に応じて、見舞金をお支払いします。

◆住宅災害見舞金の算定方法（「規程別表」）
（平成25年4月1日以降に発生した災害より適用）

被害概算額（修復の見積額）40万円未満は全額を交付
（1万円未満切捨て）

台風による強風のため、ベランダ隔て板が破損
被害概算額 35万3,000円（区分1）

被害概算額を交付

住宅災害見舞金交付額 35万円

集中豪雨により、住棟内エレベーターピットが冠水
電気系統設備が故障

被害概算額 83万3,000円（区分3）

住宅災害見舞金交付額 50万円

区分	被害概算額	見舞金額
	万円以上～万円未満	万円
1	1～40	被害概算額
2	40～60	40
3	60～90	50
4	90～130	70
5	130～180	95
6	180～240	125
7	240～310	160
8	310～390	170
9	390～480	200
10	480～580	240
11	580～690	280
12	690～810	320
13	810～950	360
14	950～1,110	420
15	1,110～1,290	480
16	1,290～1,500	550
17	1,500～1,740	630
18	1,740～2,010	710
19	2,010～2,310	800
20	2,310～2,640	900
21	2,640～3,000	1,000
22	3,000～5,000	1,200
23	5,000～7,500	1,500
24	7,500～10,000	1,800
25	10,000～	2,000

※1災害に係る見舞金交付総額は2億円を限度とします。

◆被災住宅等の付保率が65%未満の場合

住宅災害見舞金の算定方法（左頁「規程別表」）による見舞金額に、その付保率を乗じた金額が見舞金交付額になります。※平成30年10月1日契約開始分より適用

被災住宅等の適用付保率	規程別表	規程別表に乗ずる係数
65%以上	被害概算額による見舞金額	1
65%未満	被害概算額による見舞金額	算定基準日における適用付保率

上記適用付保率は、損害を受けた日の共済委託契約を基に算出します。

被災住宅等が複数の共済委託契約にわたる場合、各該当契約の再調達価額の合計に対する共済委託契約額の合計の割合が上記適用付保率になります。

住宅災害見舞金交付事業と 既設公営住宅復旧事業(公営住宅法第8条第3項)

◆既設公営住宅復旧事業（公営住宅法第8条第3項）

公営住宅又は共同施設が災害により著しく損傷し、事業主体が復旧するとき、その費用の2分の1が国から補助されます。ただし、住宅の被害が下記の条件を同時に満たすことが必要です。

- ① 1戸当たりの復旧費が**11万円**以上
 - ② 1事業主体の復旧合計額が**190万円**（都道府県の場合は**290万円**）以上であること
- ※激甚災害法第3条及び4条が適用された場合、補助率等が高上げされます。

【例】 台風により公営住宅に被害が生じた場合 〈工事内容 屋根補修工事（漏水処理含む）〉

補助の対象にならない例

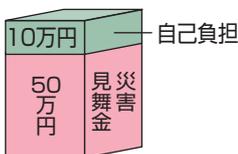
◆条件①不適合

戸当たり復旧費が満たない例
補修住戸 19 戸
戸当たり復旧費 10万円



◆条件②不適合

復旧合計額が満たない例
補修住戸 3 戸
戸当たり復旧費 20万円



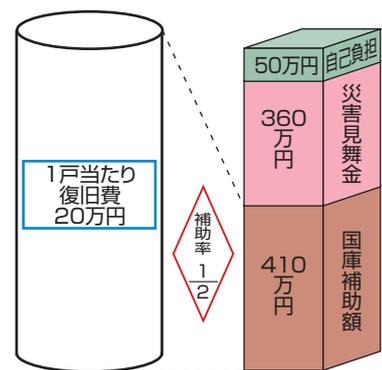
国庫補助対象事業の基準 (既設公営住宅復旧事業)

条件①
復旧費
1戸当たり
11万円以上

条件②
復旧合計額
市町村は190万円以上
(都道府県290万円)

補助の対象になる例

補修住戸 41 戸
戸当たり復旧費 20万円
復旧合計額 820万円



区分	被害概算額	見舞金額
	万円以上 ~ 万円未満	万円
11	580 ~ 690	280
12	690 ~ 810	320
13	810 ~ 950	360

4

住宅防火補助事業

火災共済委託した住宅等に、消防設備等の設置や会員による防火の取組みを行った場合、その経費を補助する事業です。本事業は、補助単価等を各年度の補助要綱で定め、毎年度、予算の範囲内で実施します。

住宅防火補助金の概要

補助対象	補助基準			
	住戸数に対する補助基準	補助単価または補助率	1会員年間限度額	
消火器等 (消火器格納箱を含む)	住戸は2戸に1本	補助単価	5,000円	100万円
	共同施設は1棟に1本			
住宅用火災警報器	1戸につき3基まで		2,000円	100万円
ガス警報器	1戸につき1基	2,000円	50万円	
消火栓等 (消火栓ホースを含む)	概ね20戸ごとに1基	補助率	事業費の5割	50万円
構内照明灯	住戸数に対する補助基準はありません。	補助単価	2万5,000円	50万円
避難はしご 避難ハッチ		補助率	事業費の3割	50万円
防火活動支援事業		一防火活動支援事業の実費		50万円

※補助対象は既存住宅に限る。

- 1 補助単価とは、1補助対象に対する補助額をいいます。
- 2 補助率とは、事業に係る経費に対して補助する率をいいます。
- 3 一会員年間限度額とは、一会員につき、補助対象単位で申請年度内に受けることができる限度額をいいます。

補助申請限度額について

本事業については、補助対象ごとの限度額(上記参照)のほかに、一会員が申請できる限度額を設けています。

補助申請限度額 ⇒ 当該会員の1年間の掛金額の2分の1に相当する額

※補助申請限度額の算定基礎になる掛金額は、補助事業実施年度の前年度の年間掛金総額に基づき算定します。

※平均付保率は、補助事業実施年度の前年度のすべての契約(担当部局が複数あるときは、そのすべての契約)を合算して、次の通りに算定します。

$$\text{平均付保率} = \frac{\text{全委託契約額の合計}}{\text{全委託契約に係る再調達価額の合計}}$$

<平均付保率65%未満の会員に対する減額措置>

補助申請限度額に平均付保率を乗じた額を限度とします。

		補助申請限度額
平均付保率	65%以上	【年間掛金額】×1/2
	65%未満	【年間掛金額】×1/2×【平均付保率】

【例】甲市にあるA団地(住戸数200戸)への消防設備等設置について補助申請した場合

※甲市…令和3年度の年間掛金額200万円、平均付保率70%

補助申請限度額 → 100万円(年間掛金額200万円×1/2)

(単位:円)

補助対象品目	補助対象数	購入単価	事業費	補助単価	補助金額	一会員年間限度額	補助申請限度額
消火器	100	5,500	550,000	5,000	500,000	1,000,000	1,000,000
住宅用火災警報器	250	3,500	875,000	2,000	500,000	1,000,000	
合計	350		1,425,000		1,000,000		

補助額 1,000,000円

防火活動支援事業の概要について

本事業は、会員が機構共済へ加入している住宅に居住する方に対して行う「火事を出さない」「火事になってもなるべく早期に消火する」という防火・消火の取組み、例えば、火災の危険性を低減する知識の習得や、万一の出火時の初期消火等の行動をフォローする訓練等を行う場合、その経費に対して補助を行います。

<防火活動支援事業の補助対象要件>

本事業は、会員が行う防火の取組みであって、次に掲げる要件を満たすものとします。

<補助対象要件>

- ①会員が当機構に共済加入している公営住宅等(以下、「加入住宅」とする。)に居住する者に対して行う取組みで、防火意識・知識等の向上のための効果が期待できるもの(以下「防火活動」とする。)であること。
- ②会員が実施する取組みであること。ただし、その実施にあたって必要な関係する者または団体等に委託することができるものとする。

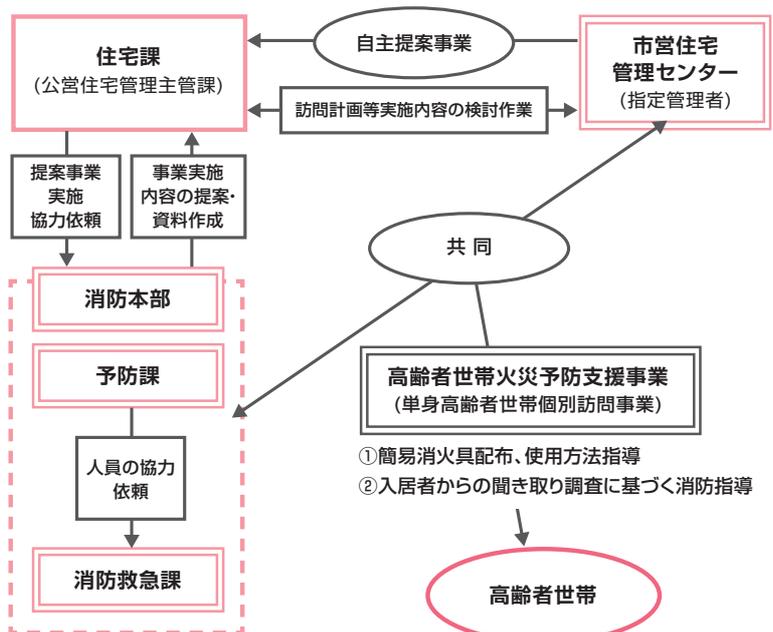
<令和4年度見直しのポイント>

- ①本事業の実施については、加入住宅の管理部局が単独で行うものも対象とします。また、他の団体と共同して実施する場合、消防署のほか※既存の地域コミュニティ組織(居住者が加入する公営住宅等団地の自治会、NPO法人または自主防災組織など)と共同して行う居住者向けの防火活動なども対象とします。
※新規に立ち上げた地域コミュニティ組織によるものも対象になります。
- ②補助事業の実際の活動は、本事業を実施する会員の主管部局以外に、会員の加入住宅の管理責任上関係の深い指定管理者など民間企業や、民間サービスの関係者等によるものまで含めます。
- ③会員が実施する事業の対象者は加入住宅の居住者で、高齢者等に限るものではありません。

【令和2年度認定事業例】高齢者世帯火災予防支援事業

●事業実施内容

消防器具使用方法指導、簡易消火具配付(使用指導含む)、生活状況の聞き取り



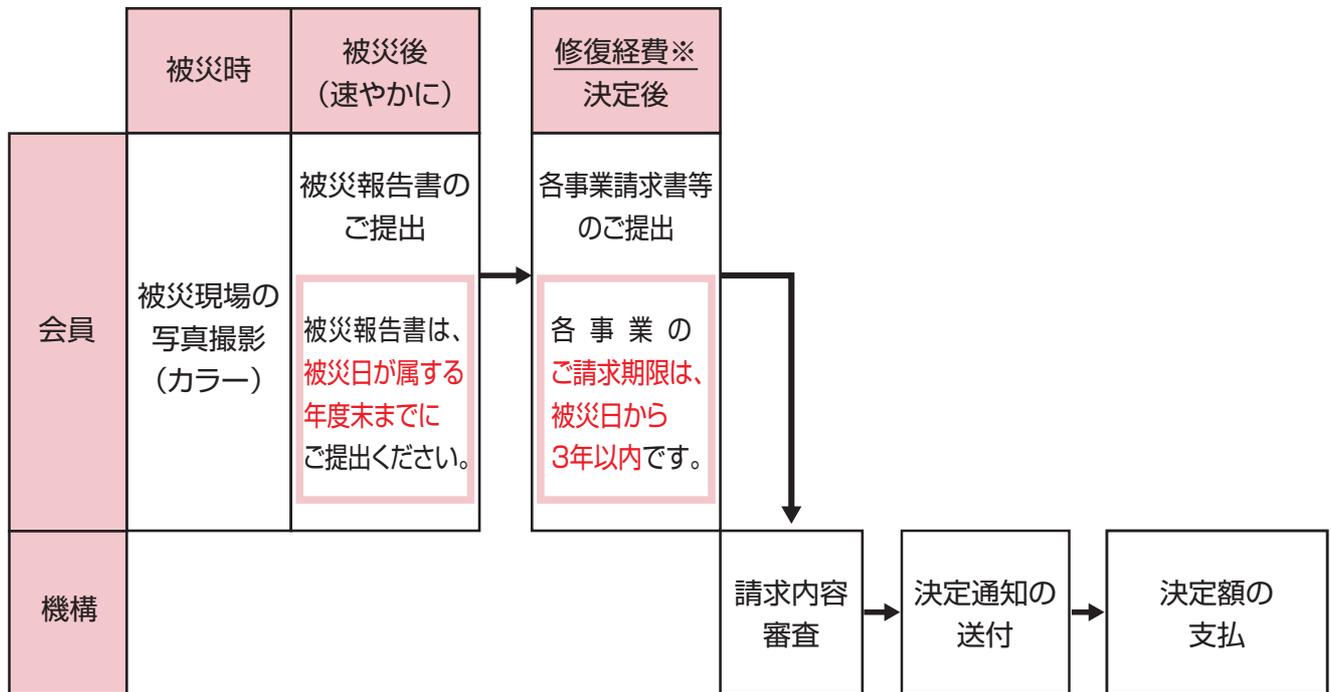
- ①簡易消火具配付、使用方法指導
- ②入居者からの聞き取り調査に基づく消防指導

地域の実情に応じてご検討いただき、詳細は機構までお問い合わせください。

各事業申請手続きの流れ

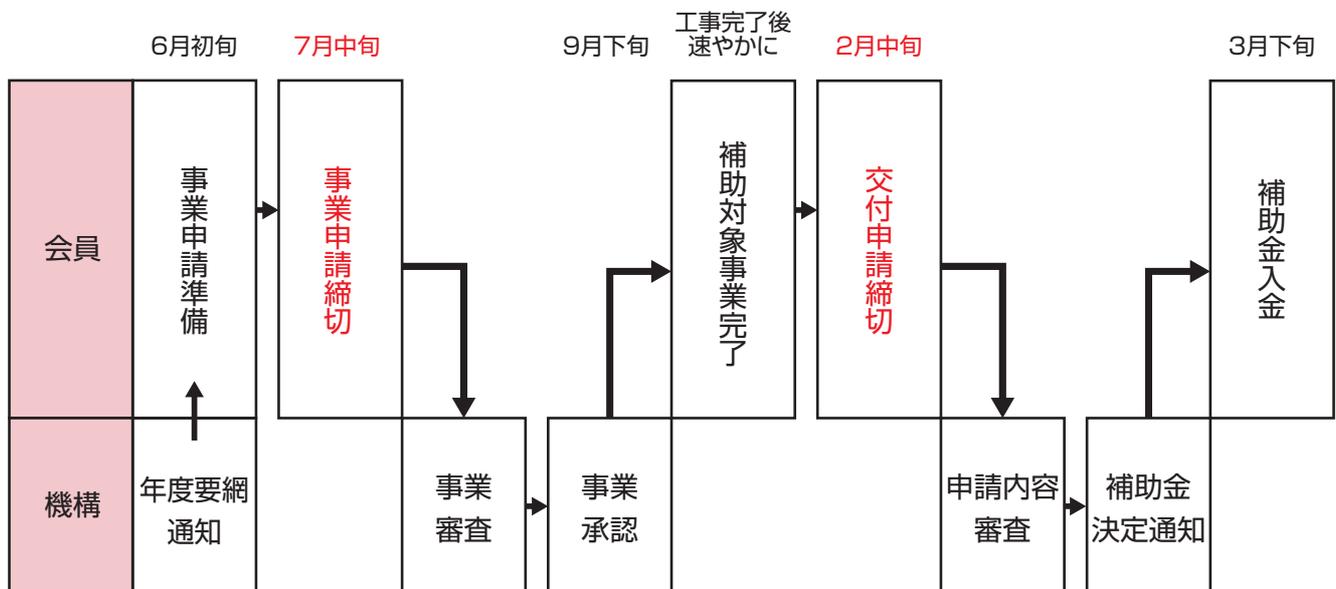
<火災共済給付金・復興建築助成金・住宅災害見舞金>

火災共済委託した住宅等が火災や自然災害により被害を受けた場合は、速やかに被災報告書をご提出ください。



※ 見舞金の修復経費は、見積額で交付申請が可能です。

<住宅防火補助金>



※ 補助対象事業は、交付申請最終提出期限までに完了した事業です。
なお、「年度要綱」送達前(4月～5月)の着手事業でも対象になります。

<お問い合わせ先>

事業部 事業課
TEL 03-3501-9497
E-mail jigyou@kojukyو.or.jp

企画調査部 企画課(住宅防火補助事業取扱)
TEL 03-3501-9498
E-mail kikaku@kojukyو.or.jp
FAX(共通) 03-3501-6914

5

防火思想の普及事業

当機構では、住宅の防火、防災に関する情報提供及び公営住宅団地の先進事例紹介等をテーマとするセミナーを開催しております。

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、本セミナーの開催を中止し、下記の通り季報、HP等で情報提供を行っております。また、令和3年度は本セミナーに代えて、70周年記念フォーラムの記念講演を実施しております。

◆ 防火防災セミナー ～ 最近3年間の開催内容（例年2月開催）

年度	内容	テーマ	
平成30年度	講演	住宅防火対策の今後の展開について（総務省 消防庁）	
	事例発表	荒ぶる自然災害から犠牲者ゼロを目指す～危機に主体的に備えるために～ 矢田市営住宅建替事業について（富山県高岡市）	
令和元年度	講演	住宅防火対策の今後の展開について（総務省 消防庁） 共同住宅を取り巻く火災等の事象	
	事例発表	豊田市営樹木住宅建替事業について（愛知県豊田市）	
令和2年度	講演中止	住宅防火対策の今後の展開について（総務省 消防庁）	
	季報や ホームページで 情報提供	防火活動支援 認定事業紹介	兵庫県広域防災センターでの防災体験学習（兵庫県） 豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業（愛知県豊橋市）

◆ 70周年記念フォーラム（令和3年11月10日開催）

年度	内容	テーマ
令和3年度	記念講演	防災行政の展開と共済への期待（加藤 久喜氏）
		地方創生とセーフティネット（山田 啓二氏）

※講演の内容については、季報、HP等でご覧いただけます。

◆ 業務季報の発行

年4回、情報誌「全住済業務季報」を発行しております。

<掲載内容>

- 業務報告
- 機構の動き
- 機構からのお知らせ
- 公営住宅等に関する報告等



令和3年度実績

692会員（都道府県 47 市区町村 645）

加入戸数

火災共済契約額

火災共済掛金額

火災共済給付金(特定給付金含む)

復興建築助成金

住宅災害見舞金

住宅防火補助金

<令和4年3月31日現在>

88万5,129戸

9兆2,397億8,009万円

11億5,895万円

4億5,868万円

6,748万円

1億9,389万円

9,815万円

機構共済制度の特徴

当機構の共済制度は、対象を一定の基準によって建設された公営住宅等の公共賃貸住宅等に限定しているため、規模や構造等に地域的な差がなく、また全都道府県と多くの市町村のご加入により、信頼性が高く安定したシステムとなっております。

合理的な制度設計

共済の好循環を目指す

会員の利便性の向上への取り組み

対象物件の特化と地方公共団体による相互救済システム

当機構は、会員が全国の地方公共団体で構成され、公共賃貸住宅等を対象物件として引き受けます。

廉価な掛金率 ～経費率(付加保険料)の軽減

①対象物件の均一性（公共賃貸住宅等に限定）により、原則として、損害査定調査費が不要、②公益社団法人であり、利潤を目的としないこと等から、経費にあたる付加保険料は軽減されております。

柔軟な制度運用 ～共済制度ならではの機動性

災害公営住宅の掛金率割引、住警器の設置義務等に対する補助制度創設等、適宜、公営住宅管理の現場ニーズを反映した柔軟な制度運用を行います。

簡略な手続き

1 オンライン申請システム

- ① 初めて操作する方にも分かりやすい画面・流れ
⇒ はじめに目的を選択し、申請手続きが完了するまで1ステップずつ画面が切り替わります。
- ② 事務作業の負担を軽減
 - a 入力項目は最小限に抑え、自動計算機能や物件検索機能あり
 - b 一時保存機能や下書き保存機能により入力途中でも保存可能
 - c 申請の前後、いつでも帳票出力可能
 - d 添付書類をPDF形式で送信可能
 - e 進捗状況の確認が可能
- ③ 入力済データはボタン一つで帳票出力・申請可能

2 被災後の処理を簡略化

- ① 申請に罹災証明書の添付不要
- ② 被災状況をカラー写真で撮影後に修復可
など、早期復旧に着手して頂けます。

保険数理に基づく安定的な財政基盤の構築

保険数理による検証に基づく、掛金率の算出、準備金等の適正な積立等を行っております。

オンライン申請システムのご紹介

システムのホーム画面



ホーム画面から、目的に沿ったアイコンを選択して申請することができます。
画面上の流れに沿って入力を進めます。

火災共済給付金等被災報告の画面

入力項目は最小限にしています。
「保存する」を押すと、下書き保存をすることができます。
「帳票印刷」を押すと、帳票をダウンロードできる画面に進みます。
「機構に申請する」を押すと、申請できる画面に進みます。

火災共済給付金の帳票例

被災報告書

給付金等請求書

別記様式6 被災報告書 (火災共済給付金)

公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構 理事長 殿

報告日：令和2年7月2日

お申し込み番号	9999 - 99	担当課	〇〇課
会員名	〇〇市	担当者	佐藤
電話番号	0123456789	FAX番号	0123456789
被災日時	平成30年7月1日 火災 18時30分		
被災戸数	全額1戸・全額3戸・合計4戸(内、本額1戸)		
被災原因	①水漏れ ②火災 ③落雷 ④暖房器具 ⑤放火 ⑥ガス漏れ ⑦雷害 ⑧地震 ⑨風被害 ⑩その他()		
修復経費	概算額: 12,000,000円	確定額:	
被災状況	2022年4月1日現在、被災した。また、被災の2023年度の補償、1階の302号室の修繕で、下の102号室の住人による水漏れを発生させた。		
今後の処置	種別: ①修理・②廃止・③退去・その他()		
経済期間	2020年4月1日 - 2021年3月31日		
保証番号	001	建物名称	〇〇団地
区分	0001	棟数	10
構造	①耐火 ②(準耐火・耐火) ③(木造)	階数	00
建設年度	H10	請求委託費	123,456円
戸数	18	階数	3
付保率	100.00%		

【備考】請求予定日：令和3年5月31日

【機構送付用】

別記様式4 (発番) 号 年 月 日 印

公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構 理事長 殿

団体名・代表者職氏名
〇〇市 山田太郎 印
〇〇市長

火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書

1 申請内容
被災日：平成30年7月1日
被災原因：〇〇原因 〇〇号棟 〇〇号室
請求事項： 特定給付金
 特定給付金
 復興建築助成金

2 関係書類
 住宅被災調査書(別記様式第7)
 建物修繕しない場合の応急措置の工事請負契約書又は請求書
 工事明細書
 住宅の被災を示す写真
 被災状況を示す写真

3 火災共済給付金等の受取方法
 納入通知書による
 銀行振込による

金融機関名：〇〇銀行
本・支店名：〇〇支店
預金種別：普通
口座番号：0000123
支取先：〇〇市公営住宅
口座名義人：〇〇市公営住宅

入力済データは、いつでもPDF形式の帳票としてダウンロードすることができます。
内部決裁用の添付書類としてもご利用いただけます。



〈交通のご案内〉

- 地下鉄日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅下車 徒歩3分
- 地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車 徒歩5分



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階
 TEL 03-3501-9479(総務部)・9497(事業部)・9498(企画調査部)
 FAX 03-3501-6914

<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail: kjk@kojukyo.or.jp